

活動報告

【会 合】

アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジウム 「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス ～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～」

国際協力部教官

大 西 宏 道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、平成29年（2017年）9月12日（火）、「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～」と題して、アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジウムを開催した。以下、その概要を報告する。

第2 背景

法務総合研究所は、国際民商事法センターと共に、平成8年度から、アジア太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催し、これまで、倒産法制（平成8年度、同9年度）、企業倒産と担保法（平成10年度、同11年度）、ADR（平成12年度、同13年度）、知的財産権（平成14年度、同15年度）、国際会社法（平成16年度、同17年度）、株主代表訴訟（平成18年度～同20年度）、監査制度（平成21年度～同23年度）及び会社情報提供制度（平成24年度～同26年度）をテーマとして実施した。

これらの研究活動の発表の場として、「国際民商事法シンポジウム」を過去8回大阪で開催し、研究会の委員のほか、アジア太平洋地域から専門家を招へいし、各国の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わしてきている。

平成27年度からは、新たに「会社法実務研究会」を立ち上げ、同29年度までの3か年を活動期間とし、アジア太平洋地域における会社法実務制度について比較研究を行っている。

近年、東南アジア地域では、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国を中心としてめざましい経済発展と国際化の進展が見られるところ、勤勉、低廉かつ豊富な労働力等が魅力となり、日本企業の進出が急速に進んでいる。我が国としては、東南アジア諸国と共に、更に一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むため、それぞれの国について理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求していくことが望ましい。

会社法制、特に、コーポレート・ガバナンスの在り方については、1990年代に、経済協力開発機構（OECD）が、先進国のみならず途上国を含めたコーポレート・ガバナンスの在り方を議論し始めたこと等により、東南アジア地域においても議論されるように

なっているが、これまで、東南アジア地域におけるコーポレート・ガバナンスの実態について比較研究はあまり行われていない。

しかし、日本企業の進出に当たって、東南アジア地域のコーポレート・ガバナンス、特に、機関設計、役員の実務等に関する法制度及び実務の状況を把握することは必要性が高いものと考えられる。

そのような状況を踏まえ、東南アジア地域の数か国を対象に、実務的ニーズを踏まえた比較研究を行うことにより、日本企業の海外進出及び現地における事業活動の実施に役立てるため、本研究会を立ち上げたものである。

本研究会では、ベトナム、カンボジア、ミャンマー及びインドネシアを対象国として選択した上で、各対象国の会社法実務に関する専門家に対してヒアリングを行い、本研究会の委員による現地調査を実施するなどして、各対象国における会社の機関設計、役員の実務とその追及に関する法制度及び実務の状況等を中心に研究を進めてきた。

本研究会の最終年度に当たる本年度は、これまでの研究活動を踏まえ、対象国における会社法実務の現状及び課題並びに我が国企業が進出等するに当たっての考察等についての研究成果を広く公表し、更なる討論を行うべく、各対象国の専門家を招へいた上で、公開のシンポジウムを開催することとした。

なお、本研究会の対象国は、我が国が、長期専門家を派遣し、重点的に法制度整備支援を実施している国々であるため、本シンポジウムにおいては、それらの国々に対する我が国による法制度整備支援の概要について紹介し、その理解を深めることとした。

第3 シンポジウムの概要

本シンポジウムにおいては、第1部は、会社法実務研究会の座長である弁護士法人大江橋法律事務所代表パートナーの国谷史朗弁護士から、「会社法実務研究の意義」として、本シンポジウムの趣旨及び研究の概要について説明があった後、法務省法務総合研究所国際協力部の伊藤浩之副部長から、「研究対象国に対する我が国による法制度整備支援」として、同部の法制度整備支援活動の概要について説明があった。



【シンポジウムの様子】

その後、第2部は、「ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」と題して、ベトナム中央経済管理研究所（CIEM）のファン・ドウック・ヒエウ次長，弁護士法人大江橋法律事務所の川島裕理弁護士及び大阪府立大学経済学研究科の古川朋雄准教授から、「カンボジアにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」と題して、PYT & アソシエーツ法律事務所のポティム・ユン弁護士（カンボジア），関西学院大学法学部の石田眞得教授及び中本総合法律事務所豊島ひろ江弁護士から、「ミャンマーにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題～新会社法案を中心に」と題して，西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所のチー・チャン・ニェインフォーリンアトニー，弁護士法人北浜法律事務所の児玉実史弁護士，住友商事株式会社の林秀樹関西法務チーム長から、「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」と題して，アセガフハムザ&パートナーズ法律事務所のエコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ弁護士（インドネシア），堂島法律事務所の飯島奈絵弁護士及び京都大学大学院法学研究科の北村雅史教授から，国別発表があった。



【国別発表の様子】

第3部は，弁護士法人北浜法律事務所の児玉実史弁護士の進行により，会場との質疑応答及び全体パネルディスカッションを行い，最後に，国谷史朗弁護士から，総括があった。パネルディスカッションにおいては，例えば，取締役の不当な行為を止めるための手段の内容，債権者に対する取締役に対する損害賠償請求の可否，会社を清算するとき日本人取締役の出国制限の有無等，日本の会社が現地に進出に当たって，参考となり得ることについて，活発な議論が行われた。

なお，本シンポジウムの内容は，公益財団法人国際民商事法センターから，議事録が発行されるほか，また，その内容を含めた本研究会の研究の成果について，後日，冊子にまとめられる予定である。

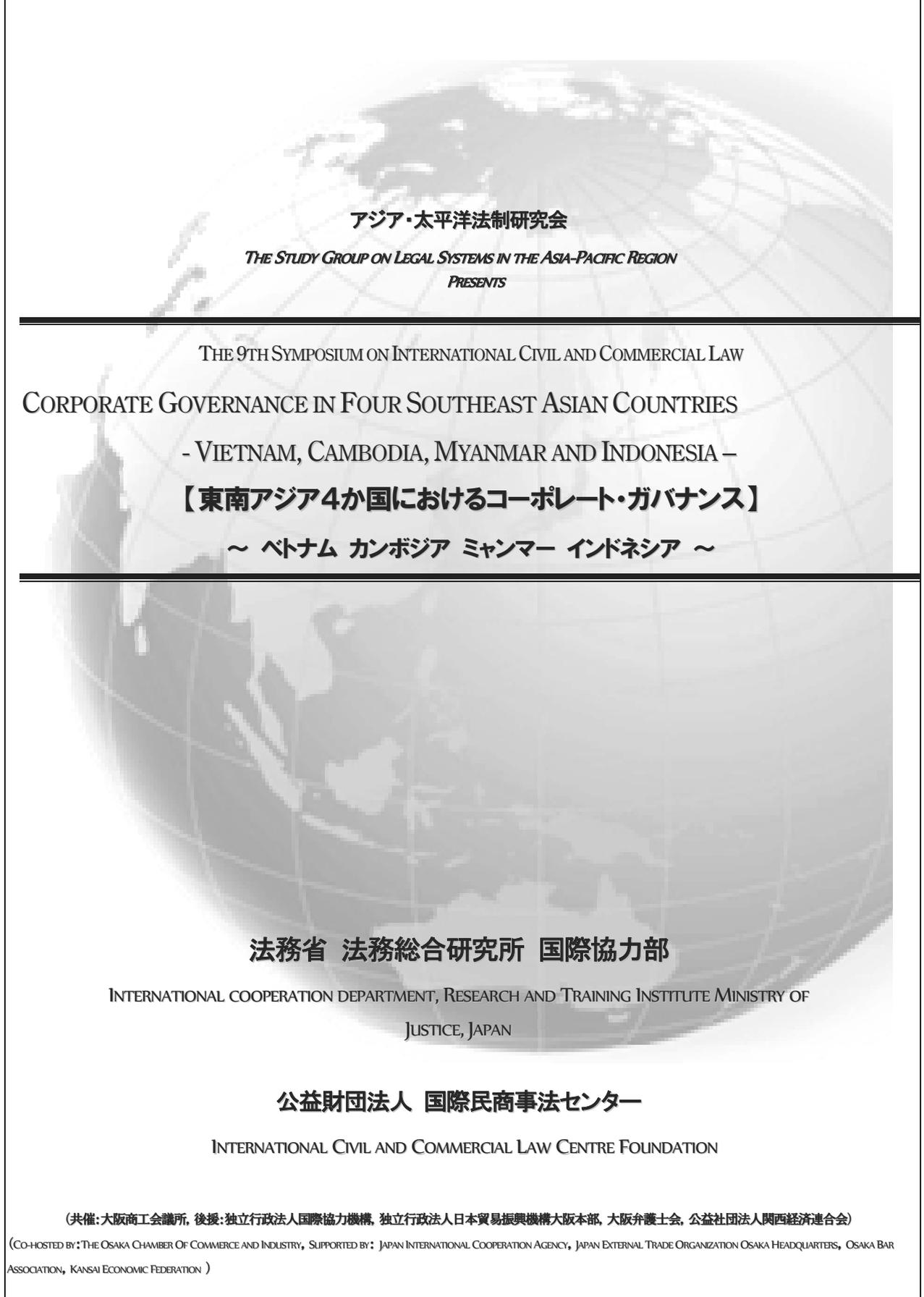
第4 おわりに

本シンポジウムは，あいにくの天気にもかかわらず，延べ約100名の多くの企業関係

者，法律家，研究者，学生等の参加があった。

本シンポジウムにおいては，ベトナム，カンボジア，ラオス及びインドネシアから招へいた現地専門家から，分かりやすい発表が行われ，その上で，日本側の担当委員から，的確な質問等がされたため，会場の参加者にとっても各国の法制度に対する理解をより深められたのではないかと思われる。

本シンポジウムの開催に当たり，さまざまに協力いただいた，招へい専門家，本研究会の委員の先生方，国際民商事法センター，大阪商工会議所，独立行政法人国際協力機構，独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部，大阪弁護士会，公益社団法人関西経済連合会を始めとする関係者の皆様に，この場を借りて御礼を申し上げたい。



アジア・太平洋法制研究会

*THE STUDY GROUP ON LEGAL SYSTEMS IN THE ASIA-PACIFIC REGION
PRESENTS*

THE 9TH SYMPOSIUM ON INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW

CORPORATE GOVERNANCE IN FOUR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES

- VIETNAM, CAMBODIA, MYANMAR AND INDONESIA -

【東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス】

～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～

法務省 法務総合研究所 国際協力部

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT, RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF
JUSTICE, JAPAN

公益財団法人 国際民商事法センター

INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW CENTRE FOUNDATION

(共催:大阪商工会議所, 後援:独立行政法人国際協力機構, 独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部, 大阪弁護士会, 公益社団法人関西経済連合会)

(CO-HOSTED BY: THE OSAKA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY, SUPPORTED BY: JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY, JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION OSAKA HEADQUARTERS, OSAKA BAR ASSOCIATION, KANSAI ECONOMIC FEDERATION)

TIME TABLE

10:00 - 10:10 開会挨拶 Opening Address

法務省法務総合研究所長 佐久間 達哉

Mr. Tatsuya Sakuma, President, Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice (MOJ)

第1部 Session 1

10:10 - 10:25 会社法実務研究の意義 Purpose of studying company law practices

代表パートナー・弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 国谷 史朗

Mr. Shiro Kuniya, Managing Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

10:25 - 10:40 研究対象国に対する我が国による法制度整備支援

Legal technical assistance of Japan toward study target countries

法務省法務総合研究所国際協力部副部長 伊藤 浩之

Mr. Hiroyuki Ito, Deputy Director of the International Cooperation Department (ICD), RTI, MOJ

第2部 Session 2

10:40 - 11:30 各国別発表 1 Country Report 1

「ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Vietnam”

ベトナム中央経済管理研究所(CIEM)次長 ファン・ドウック・ヒエウ

Mr. Phan Duc Hieu, Vice President, Central Institute for Economic Management (CIEM)

弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 川島 裕理

Ms. Yuri Kawashima, Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

大阪府立大学経済学研究科准教授 古川 朋雄

Associate Prof. Tomoo Furukawa, Osaka Prefecture University Graduate School of Economics

11:30 - 12:20 各国別発表 2 Country Report 2

「カンボジアにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Cambodia”

弁護士(カンボジア)・PYT & アソシエーツ法律事務所 ポティム・ユン

Mr. Potim Yun, Principal of PYT & Associates

関西学院大学法学部教授 石田 眞得

Prof. Masayoshi Ishida, School of Law and Politics, Kwansai Gakuin University

弁護士・中本総合法律事務所 豊島 ひろ江

Ms. Hiroe Toyoshima, Partner, Nakamoto & Partners

Lunch Break (12:20 - 13:20)

13:20 - 14:10 各国別発表 3 Country Report 3

「ミャンマーにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題～新会社法案を中心に」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Myanmar –with a focus on the new Companies Law ”

西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所フォーリンアトニー チー・チャン・ニェイン

Mr. Kyi Chan Nyein, Foreign Attorney, Nishimura & Asahi (Yangon Office)

弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

住友商事株式会社関西法務チーム長 林 秀樹

Mr. Hideki Hayashi, Team Leader of Kansai Legal Team, Legal Department, Sumitomo Corporation

14:10 - 15:00 各国別発表 4 Country Report 4

「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」

“Progress in corporate governance in Indonesia”

弁護士(インドネシア)・アセガフ・ハムザ&パートナーズ法律事務所

エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ

Mr. Eko Ahmad Ismail Basyuni, Partner, Assegaf Hamazah & Partners

弁護士・堂島法律事務所 飯島 奈絵

Ms. Nae Iijima, Partner, Dojima Law Office

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

Prof. Masashi Kitamura, Kyoto University Graduate School of Law

Break (15:00 - 15:15)

第3部 Session 3

15:15 - 15:45 会場との質疑応答 Questions and Answers with the Audience

(進行) 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Moderator: Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

15:45 - 16:35 全体パネルディスカッション General Panel Discussion

(進行) 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Moderator: Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

16:35 - 16:50 総括 Wrap-up

代表パートナー・弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 国谷 史朗

Mr. Shiro Kuniya, Managing Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

16:50 - 17:00 閉会挨拶 Closing Address

公益財団法人国際民事法センター理事 小杉 丈夫

Mr. Takeo Kosugi, Director, International Civil and Commercial Law Centre Foundation

GUEST SPEAKERS



ベトナム
ファン・ドゥック・ヒエウ次長 ベトナム中央経済管理研究所
MR. PHAN DUC HIEU, VICE PRESIDENT, CENTRAL INSTITUTE FOR ECONOMIC
MANAGEMENT

1995年 ホアン・ロン法律事務所(ハノイ)法律顧問
1997年 中央経済管理研究所 政策研究員
2015年 現職



カンボジア
ポティム・ユン弁護士 PYT&アソシエーツ法律事務所
MR. POTIM YUN, PARTNER OF VDB LOI IN CAMBODIA, PRINCIPAL OF PYT &
ASSOCIATES (LAW FIRM), ATTORNEY AT LAW, TRADEMARK ATTORNEY,
COMMERCIAL ARBITRATOR

2001年 人権促進擁護カンボジアリーグ NPO 上席調査官
2004年 DFDL メコンカンボジア法律事務所上席法律顧問
2012年 現職



ミャンマー
チー・チャン・ニェイン弁護士 西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務
所フォーリンアトニー
MR. KYI CHAN NYEIN, NISHIMURA & ASAHI (YANGON OFFICE)
FOREIGN ATTORNEY

2005年 ミヤット・カウン&パートナーズ法律事務所上級弁護士
2012年 西村&あさひ法律事務所(東京オフィス)外国人弁護士
2014年 現職



インドネシア
エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ弁護士 アセガフ・ハムザ&パー
トナーズ法律事務所
MR. EKO AFMAD ISMAIL BASYUNI, PARTNER, ASSEGAF HAMZAH &
PARTNERS,

1999年 インドラワン・ヘイスキ&パートナーズアソシエイト
2000年 インドネシア銀行再編局法律顧問
2005年 現職



法務省 法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department

Research and Training Institute

Ministry of Justice, Japan

お問合せ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL : 06-4796-2153

E-mail : icdmoj@i.moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html